



区職員の懲戒処分について

と き 平成 27 年 8 月 27 日 (木) 発表

ところ 練馬区役所 (練馬区豊玉北 6 - 12 - 1)

27 日、練馬区では、地方公務員法に基づき行った懲戒処分を公表した。

【公表内容】

1 処分理由

職務外のウェブサイト閲覧

2 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

都市整備部 主任主事 (41 歳・男性) 戒告

3 概要

当該職員は、平成 26 年 2 月から約 1 年間、合計 492 時間にわたり勤務時間中に職場のパソコンを使用して、職務に関連のないウェブサイトを閲覧し、上司の注意・指導後も改善せずに閲覧を繰り返した。

このことは、地方公務員法第 32 条 (法令等及び上司の職務上の命令に従う義務) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止) 第 35 条 (職務専念義務) に抵触するため、懲戒処分とした。

なお、当該職員は、本件行為に相当する給与 (約 120 万円) について、自主返納を行っている。

4 処分年月日

平成 27 年 7 月 23 日

【問い合わせ】 総務部 職員課 人事係 電話 03 - 5984 - 5782